

# 随意契約理由

令和5年(2023年)3月1日

契約担当課名	社会教育課
発注担当課名	社会教育課
契約名称	原田城跡・旧羽室家住宅 管理運営業務
契約内容	原田城跡・旧羽室家住宅 管理運営業務
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)3月1日 令和5年(2023年)4月1日～令和6年(2024年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	特定非営利活動法人とよなか・歴史と文化の会 (豊中市曾根西町2-10-20)
契約金額	1,268,560円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>原田城跡・旧羽室家住宅については、平成20年10月の政策会議、及び平成20年度に実施した保存と活用についての検討会の結果に基づき、当施設を文化遺産としての保存・継承するとともに、歴史と文化を通じた市民交流の場として活用するため、建物・城跡の公開、施設の日常管理、歴史・文化事業等の実施について、市民が市とともに公益活動の一翼を担うという観点のもと、市民活動団体への事業委託を通じ、市民との協働による活用をはかることとされています。</p> <p>今回、委託を予定している特定非営利活動法人「とよなか・歴史と文化の会」は、平成17年7月から9月にかけて開催された「原田城跡の未来を考えるつどい」に参加した市民が中心となって平成18年10月に設立した市民グループが、平成23年1月に府の認証を得てNPO法人化したものです。「豊中市内に所在する文化遺産の保存・活用を通じて、豊かな地域文化の再生を実現し、ひいては歴史と文化によるまちづくりに寄与する」(定款第3条)ことを目的とし、これまで、古文書講座、現地見学会、協働事業の企画、「しろあと通信」の発行、城跡清掃など活発な各部会活動のほか、各種の講演会や展示会を市と協働で開催し現在に至っており、委託の趣旨に適った団体であることから、平成21年11月から23年3月まで同会の前身である「とよなか・歴史と文化の会」(市民グループ)に管理運営委託を行ったところ。平成24年度からは、その継承団体である同法人に委託してお</p>

り、引き続き業務実績は良好であることから、今回においても委託するものです。委託金額については、市として最低限実施すべき事業及び施設の維持管理、事務管理にかかる経費、及び活動にあたる人員に対する交通費相当額程度の支給額以外は見込んでいないため、少額となっています。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特定非営利活動法人「とよなか・歴史と文化の会」と随意契約を締結するものであります。